

# 長野市分別収集計画

## 1 計画策定の意義

本市は、総合計画の基本方針のひとつとして「豊かな自然環境と調和した潤いあるまち」づくりを掲げ、その達成に向けて「豊かな自然環境の保全と創造」、「資源が循環する環境共生都市の実現」、「良好な生活環境の形成」の三つの環境政策を展開している。

安全で快適な生活環境を確保するとともに、豊かな自然と共生する環境をつくりあげるためには、これまでの大量生産、大量消費、大量廃棄型社会を見直し、リデュース（発生抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再生利用）の3Rを基本にしたライフスタイルへの転換を促すとともに、廃棄物の減量と資源化の推進を図り、持続可能な循環型社会の構築を目指していく必要がある。

とりわけ、本市においては、ごみ焼却施設の老朽化が著しく、最終処分場の残余容量もあとわずかであることから、より一層の廃棄物の減量と分別の徹底による資源化の推進が急務となっている。そのため、平成21年10月から導入した家庭ごみ処理有料化制度による減量効果を持続させ、高まりつつある市民のごみや環境への関心及びごみ減量・分別徹底への意欲が継続できる積極的な啓発活動などの事業を展開していかなければならない。

本計画は、このような状況のなか、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「法」という。）第8条に基づき、容器包装廃棄物を分別収集して資源化を促進し、ごみの減量化により焼却施設への負荷軽減や最終処分量の削減を図るため、市民、事業者及び市それぞれの役割を明確にし、関係者が一体となって取り組むべき計画を定めたものである。

## 2 基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本的方向を以下に示す。

- ・ 3Rによるごみ減量の仕組みづくりの推進
- ・ 家庭ごみの減量・資源化の推進と有料化制度の定着
- ・ 事業ごみの減量・資源化の推進
- ・ 収集・処理体制の充実
- ・ 適正処理の推進

## 3 計画期間

本計画の計画期間は、平成23年4月を始期とする5年間とし、3年ごとに改定する。

## 4 分別収集対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、金属（スチール製の容器、アルミ製の容器）、ガラス（無色のガラス、茶色のガラス、その他のガラス）、紙類（紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが使用されているものを除く）、段ボール製の容器、紙製の容器

包装であって前述以外のもの)、プラスチック(ポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料、しょうゆ等を充てんするためのもの、プラスチック製容器包装であって前述以外のもの)を対象とする。

5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み(法第8条第2項第1号)

(単位:t)

	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
容器包装廃棄物	21,388.6	21,364.7	21,338.1	21,313.4	21,295.4

[内 訳]

(単位:t)

項 目		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
金 属	スチール製の容器	621.1	618.9	618.8	618.8	618.7
	アルミ製の容器	478.6	477.0	476.9	476.8	476.8
ガ ラ ス	無色のガラス製容器	1,392.0	1,390.7	1,389.0	1,387.3	1,385.7
	茶色のガラス製容器	1,334.5	1,333.3	1,331.6	1,330.0	1,328.6
	その他のガラス製容器	557.5	557.0	556.3	555.6	554.9
紙 類	紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの(原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。)	160.0	159.9	159.7	159.5	159.4
	段ボール製の容器	4,938.7	4,934.0	4,927.8	4,922.4	4,920.2
	紙製の容器包装であって上記以外のもの	5,792.8	5,786.4	5,780.1	5,773.7	5,767.3
プ ラ ス チ ク	ポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料、しょうゆ等を充てんするためのもの	709.5	709.3	705.6	705.6	705.5
	プラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	5,403.9	5,398.2	5,392.3	5,383.7	5,378.3

## 6 容器包装廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項（法第8条第2項第2号）

### (1) 家庭ごみの減量・資源化

#### 啓発活動の推進

地区役員等を対象とした研修会及び住民説明会並びに広報誌等の発行を行うとともに、メディアを活用し、分かりやすい啓発活動の推進に努める。

#### 環境学習の推進

地域や小中学校等との連携を強化し、環境学習の推進に努める。また、清掃センターの見学機会を拡大する。

#### 分別の徹底

ごみ分別強調月間など地域と連携し、巡回指導等によりごみの分別指導の徹底に努める。

#### 家庭での紙類の減量・再資源化

啓発活動等を積極的に行い、「その他古紙」の排出を拡大する。

#### 集団資源回収の推進

環境学習等を通じて集団資源回収実施団体を支援し、集団資源回収の推進を図る。

#### 家庭ごみ処理の有料化

家庭ごみ処理手数料有料化後のごみ量推移等の分析により、制度の検証・見直しを行う。

#### 消費者としての取り組み

商品の再使用・長期使用の推進及びマイバッグ持参の啓発を行う。

#### 販売事業者等の協力による減量・資源化の推進

容器包装等の店頭回収の拡大及び簡易包装の推進を行う。

### (2) 事業ごみの減量・資源化

#### 分別の徹底と再資源化の推進

事業所用ごみ減量マニュアルを活用し、計画的なごみの減量・資源化への取組を促進するとともに、多量排出事業所については減量計画書の提出を求め、立入指導を実施して自己処理責任による処理の徹底を呼びかける。また、清掃センターや廃棄物対策課との連携を深め、清掃センターへの搬入時の展開検査等を実施するなど分別指導の強化を図る。

#### 事業所での紙類の減量・資源化

紙類の可燃ごみへの混入を防止するため、事業所への立入指導を実施して機密文書の再資源化を促進する。

#### 地域単位・業種単位による新たな再資源化システム構築

地域単位又は同業種単位による新たな再資源化システム構築を誘導し、効率的な資源化を目指す。

#### ながのエコ・サークル認定制度の推進

ながのエコ・サークル認定制度の見直しを進めるとともに制度の普及促進に努める。また、認定事業所の認定後確認調査を行い、適正な取組の確保を図る。

#### ごみ処理搬入手数料の検討

変動する社会経済情勢や市況等の動向に注視し、ごみ処理搬入手数料の見直しを検討する。

#### 処理業者による資源化の推進・適正処理

収集運搬事業者を対象に研修会を開催し、分別収集及び運搬の適正化を図る。

市有施設等における資源化の推進

庁内会議等の開催により市有施設における分別の徹底及び再資源化を推進するとともに、市有施設における再生品の利用促進を図る。

(3) 適正処理の推進

収集運搬について

現行の収集運搬実施状況の検証を行い、より安定的で効率的な方法等を検討する。

資源物収集の検討

サンデーリサイクル回収品目の追加及び拠点増加について検討する。

(4) 市民参画による施策の検討・実施

市民参画による施策の検討・実施

市民モニター制度の実施やながの環境パートナーシップ会議との連携を強化し、市民参加による施策の検討・実施を行う。

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）

本市における最終処分場の残余年数、本市の資源化施設での資源化及び再商品化計画を総合的に勘案し、分別収集をする容器包装廃棄物の種類を下記左欄のように定める。

また、市民意識の度合いや市の施設、収集体制、収集機材等を勘案し、分別の区分を下記右欄のように定める。

分別収集する容器包装廃棄物の種類		収集に係る分別の区分
金 属	スチール製の容器	缶（スチール製、アルミ製混合）
	アルミ製の容器	
ガ ラ ス	無色のガラス製容器	びん（無色）
	茶色のガラス製容器	びん（茶色）
	その他のガラス製容器	びん（その他）
紙 類	紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）	紙（紙パック）
	段ボール製の容器	紙（段ボール）
	紙製の容器包装であって上記以外のもの	紙（その他の古紙）
プ ラ ス チ ッ ク	ポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料、しょうゆ等を充てんするためのもの	ペットボトル
	プラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	プラスチック製容器包装

8 各年度において得られる分別基準適合物（ 1 ）の特定分別基準適合物（ 2 ）ごとの量及び法第2条第6項に規定する主務省令で定める物（ 3 ）の量の見込み（法第8条第2項第4号）

（単位：t）

分別収集する 容器包装廃棄物の種類		23年度		24年度		25年度		26年度		27年度	
金 属	スチール製の容器	( 独自処理量 4 ) 574.8		( 独自処理量 ) 572.6		( 独自処理量 ) 572.6		( 独自処理量 ) 572.6		( 独自処理量 ) 572.6	
	アルミ製の容器	( 独自処理量 ) 395.1		( 独自処理量 ) 393.6		( 独自処理量 ) 393.6		( 独自処理量 ) 393.6		( 独自処理量 ) 393.6	
ガ ラ ス	無色のガラス製容器	( 合 計 ) 1,316.9		( 合 計 ) 1,315.7		( 合 計 ) 1,314.1		( 合 計 ) 1,312.5		( 合 計 ) 1,312.5	
		(引渡 5) 22.9	(独自処理量) 1,294.0	(引渡 5) 22.9	(独自処理量) 1,292.8	(引渡 5) 22.9	(独自処理量) 1,291.2	(引渡 5) 22.9	(独自処理量) 1,289.6	(引渡 5) 22.9	(独自処理量) 1,289.6
	茶色のガラス製容器	( 合 計 ) 1,098.5		( 合 計 ) 1,097.6		( 合 計 ) 1,096.2		( 合 計 ) 1,094.8		( 合 計 ) 1,094.8	
		(引渡 5) 19.1	(独自処理量) 1,079.4	(引渡 5) 19.1	(独自処理量) 1,078.5	(引渡 5) 19.1	(独自処理量) 1,077.1	(引渡 5) 19.1	(独自処理量) 1,075.7	(引渡 5) 19.1	(独自処理量) 1,075.7
	その他のガラス製容器	( 合 計 ) 431.4		( 合 計 ) 431.3		( 合 計 ) 430.6		( 合 計 ) 430.0		( 合 計 ) 429.3	
		(引渡 5) 431.4	(独自処理量) 0	(引渡 5) 431.3	(独自処理量) 0	(引渡 5) 430.6	(独自処理量) 0	(引渡 5) 430.0	(独自処理量) 0	(引渡 5) 429.3	(独自処理量) 0
紙 類	紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）	( 独自処理量 ) 24.6		( 独自処理量 ) 24.5		( 独自処理量 ) 24.5		( 独自処理量 ) 24.5		( 独自処理量 ) 24.5	
	段ボール製の容器	( 独自処理量 ) 1369.2		( 独自処理量 ) 1368.0		( 独自処理量 ) 1366.4		( 独自処理量 ) 1364.7		( 独自処理量 ) 1363.6	
	紙製の容器包装であって上記以外のもの	( 合 計 ) 579.3		( 合 計 ) 578.6		( 合 計 ) 578.0		( 合 計 ) 577.4		( 合 計 ) 576.7	
(引渡 5) 0		(独自処理量) 579.3	(引渡 5) 0	(独自処理量) 578.6	(引渡 5) 0	(独自処理量) 578.0	(引渡 5) 0	(独自処理量) 577.4	(引渡 5) 0	(独自処理量) 576.7	
ブ ラ ス チ ッ ク	ポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料又はしょうゆ等を充てんするためのもの	( 合 計 ) 681.1		( 合 計 ) 680.9		( 合 計 ) 677.2		( 合 計 ) 677.2		( 合 計 ) 677.2	
		(引渡 5) 681.1	(独自処理量) 0	(引渡 5) 680.9	(独自処理量) 0	(引渡 5) 677.2	(独自処理量) 0	(引渡 5) 677.2	(独自処理量) 0	(引渡 5) 677.2	(独自処理量) 0
	プラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	( 合 計 ) 3739.4		( 合 計 ) 3735.8		( 合 計 ) 3732.1		( 合 計 ) 3724.8		( 合 計 ) 3721.2	
		(引渡 5) 3,589.8	(独自処理量) 149.6	(引渡 5) 3,586.4	(独自処理量) 149.4	(引渡 5) 3,582.8	(独自処理量) 149.3	(引渡 5) 3,575.8	(独自処理量) 149.0	(引渡 5) 3,572.4	(独自処理量) 148.8
計		( 合 計 ) 10,210.3		( 合 計 ) 10,198.6		( 合 計 ) 10,185.3		( 合 計 ) 10,172.1		( 合 計 ) 10,166.0	
		(引渡 5) 4,744.3	(独自処理量) 5,466.0	(引渡 5) 4,740.6	(独自処理量) 5,458.0	(引渡 5) 4,732.6	(独自処理量) 5,452.7	(引渡 5) 4,725.0	(独自処理量) 5,447.1	(引渡 5) 4,720.9	(独自処理量) 5,445.1

1～ 3について

1 分別基準適合物 (法第2条第6項)	2 特定分別基準適合物 (法第2条第7項) 特定事業者に再商品化の義務が生じる物であって、市町村が公益財団法人日本容器包装リサイクル協会に引き渡す物	ガラス製容器	無色のガラス製容器
			茶色のガラス製容器
			その他のガラス製容器
		その他の紙製容器包装	
	ペットボトル(飲料又はしょうゆ等用)		
	その他のプラスチック製容器包装		
	3 法第2条第6項に規定する主務省令で定める物 有償又は無償で譲渡できることが明らかで再商品化をする必要がない物として主務省令で定める物	スチール製の容器	
		アルミ製の容器	
飲料用紙製容器			
段ボール			

4 「独自処理量」

市町村が独自に処理を行う予定量

5 「引渡数量」

特定事業者から委託を受けた指定法人である公益財団法人日本容器包装リサイクル協会への引渡し予定量

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

$$\begin{aligned}
 & \text{特定分別基準適合物ごとの量及び法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み} \\
 & = (a) \text{ 家庭系廃棄物から見込まれる量} + (b) \text{ 事業系廃棄物から見込まれる量} \\
 & = (a) \text{ 直前年度の分別基準適合物等の収集実績} \times \text{人口変動率} \\
 & \quad + (b) \text{ 平成22年度推計ごみ量} \times \text{人口変動率}
 \end{aligned}$$

平成22年度推計ごみ量は、平成21年10月から6ヶ月間の実績ごみ量等に基づき平成22年3月に算定したもの。

また、人口変動率は次のとおり設定した。(長野広域連合の人口予測から)

23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
384,502人 (対前年度比)	384,092人 (対前年度比)	383,684人 (対前年度比)	383,275人 (対前年度比)	382,865人 (対前年度比)
-0.11%	-0.11%	-0.11%	-0.11%	-0.11%

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）

分別収集の実施主体は、以下に示すとおりである。

容器包装廃棄物の種類		収集に係る分別の区分	収集・運搬の段階	選別・保管等段階
金 属	スチール製の容器	缶類	【豊野地域以外の長野市】 市による定期収集 【豊野地域】 北信保健衛生施設組合による定期収集 【集団資源回収分】 住民又は民間事業者	【豊野地域以外の長野市】 選別・圧縮・保管：市 【豊野地域】 選別・圧縮・保管：北信保健衛生施設組合 【集団資源回収分】 選別・圧縮・保管：民間事業者
	アルミ製の容器			
ガ ラ ス	無色のガラス製容器	びん（無色）	【豊野地域以外の長野市】 市による定期収集 【豊野地域】 北信保健衛生施設組合による定期収集 【集団資源回収分】 住民又は民間事業者	【豊野地域以外の長野市】 選別・保管：市 【豊野地域】 選別・保管：北信保健衛生施設組合 【集団資源回収分】 選別・保管：民間事業者
	茶色のガラス製容器	びん（茶色）		
	その他のガラス製容器	びん（その他）		
紙 類	紙製の容器であって飲料を充てんするもの	紙（紙パック）	【長野市全域】 市による定期収集 【集団資源回収分】 住民又は民間事業者	【長野市全域】 選別・圧縮・保管：市 【集団資源回収分】 選別・圧縮・保管：民間事業者
	段ボール製容器	紙（段ボール）		
	紙製の容器包装であって上記以外のもの	紙（その他の古紙）		
プ ラ ス チ ク	ポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料又はしょうゆ等を充てんするためのもの	ペットボトル	【豊野地域以外の長野市】 市による定期収集 【豊野地域】 北信保健衛生施設組合による定期収集	【豊野地域以外の長野市】 選別・圧縮・保管：市 【豊野地域】 選別・圧縮・保管：北信保健衛生施設組合
	プラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	プラスチック製容器包装		

11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）

分別収集された容器包装廃棄物はパッカー車、ダンプ車等を用いて次表の施設へ運搬され、中間処理される。

長野市清掃センターリサイクルプラザにおいては缶及びびんの選別、圧縮及び保管を、長野市プラスチック製容器包装圧縮梱包施設においてはペットボトル及びプラスチック製容器包装の選別、圧縮及び保管を、北信保健衛生施設組合不燃物処理センターにおいては豊野地域の缶の選別、圧縮及び保管を行う。

紙類、豊野地域のびん及びペットボトルについては、民間施設において選別、圧縮及び保管を行う。

分別収集する 容器包装廃棄物の種類		収集に係る 分別の区分	収集容器	収集車	中間処理
金 属	スチール製の容器  アルミ製の容器	缶類	集積所に専用ネット袋を配置	パッカー車 (2t車~10t車)	選別・圧縮・保管施設 【豊野地域以外の長野市】 長野市リサイクルプラザ 【豊野地域】 北信保健衛生施設組合不燃物処理センター
ガ ラ ス	無色の ガラス製容器  茶色の ガラス製容器  その他の ガラス製容器	びん(無色)  びん(茶色)  びん(その他)	集積所に専用プラスチックコンテナを配置	平ボディ車 (2t車~4t車)	選別・保管施設 【豊野地域以外の長野市】 長野市リサイクルプラザ 【豊野地域】 民間施設
紙 類	紙製の容器であって飲料を充てんするもの  段ボール製容器  紙製の容器包装であって上記以外のもの	紙(紙パック)  紙(段ボール)  紙 (その他の古紙)	それぞれ結束して集積所へ排出	平ボディ車 (2t車~4t車)	選別・圧縮・保管施設 【長野市全域】 民間施設
プ ラ ス チ ク	ポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料、しょうゆ等を充てんするためのもの  プラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	ペットボトル  プラスチック製容器包装	集積所に専用ネット袋を配置  指定袋に入れて集積所へ排出	パッカー車 (2t車~10t車)  パッカー車 (2t車~10t車)	選別・圧縮・保管施設 【豊野地域以外の長野市】 長野市プラスチック製容器包装圧縮梱包施設 【豊野地域】 民間施設  選別・圧縮・保管施設 【長野市全域】 長野市プラスチック製容器包装圧縮梱包施設



12 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項（法第8条第2項第7号）

- ・長野市一般廃棄物処理基本計画（ごみ処理基本計画）に沿って本市の分別収集計画を実効あるものとし、一層のごみの減量及び資源化を推進していく。
- ・住民団体による集団資源回収を報奨金制度等により引き続き支援する。
- ・不法投棄の未然防止のため、早期発見、早期回収に努め、不法投棄されにくい環境づくりに努める。